

(参考 1) 下請中小企業振興法「振興基準」の改正について

- 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、現在、「振興基準※1」の改正※2作業中（平成30年12月中を目途に改正予定）。

【大企業間の支払い方法】

- 大企業間取引での手形払いが改善されないことによる、サプライチェーン全体の現金払いの不徹底



- 親事業者は下請事業者の資金繰りに関心を持つよう努めること。
- 大企業が率先して、**大企業間取引における手形払いの現金化**などの支払条件の見直しを進める。

【型代金の支払い】

- 型代金の支払いにおいて、24～36月分割払いの取引慣行が存在。これにより下請事業者は、資金繰りに苦慮。



- 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に**代金を60日以内に支払う**。
- 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、**一括払いの要望があれば速やかに支払う**よう努める。

【「働き方改革」への対応】

- 適正なコスト負担を伴わない短納期発注など、下請中小企業の「働き方改革」を阻害する取引慣行が存在。



- 親事業者は、**下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わない**こと。
- やむを得ず短納期又は急な仕様変更などを行う場合には、**親事業者が適正なコストを負担**すること。

課題

改正案

※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準

※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮

(参考2) 下請中小企業振興法「振興基準」改正案について

前文

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1) 下請事業者の努力
- 2) 親事業者の協力

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

- 1) 発注分野の明確化
- 2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 3) 発注の安定化等
- 4) 納期、納入頻度の適正化等
- 5) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 6) 契約条件の明確化と書面交付【新設】
- 7) 発注の手続事務の円滑化等
- 8) 取引停止の予告

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

- 1) 施設又は設備の導入
- 2) 技術の向上
- 3) 経営管理等の改善
- 4) 事業の共同化
- 5) 情報化への積極的対応
- 6) 事業継続に向けた取組

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

- 1) 対価の決定の方法の改善
- 2) 納品の検査の方法の改善
- 3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 4) 下請代金の支払方法の改善
- 5) 型の保管・管理の改善、型・治具の代金支払の改善（主に製品の製造委託等の場合にあつて、金型、樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具を使用する下請取引）
- 6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善【新設】

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- 1) 一般的留意事項
- 2) 特定下請連携事業計画

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

- 1) 一般的留意事項
- 2) 取引先の課題及びニーズに対応した製品・役務の提供
- 3) 最近の経済環境の変化に伴う留意点
- 4) 自然現象による災害等への対応に係る留意点【新設】

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

- 1) 基本契約の締結
- 2) 国等の他の施策との関連
- 3) 業種特性に応じた取組
- 4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
- 5) 支援施策の活用
- 6) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 7) 知的財産の取扱いについて
- 8) 計算書類等の信頼性確保

(凡例)

赤字…新設又はタイトルに変更のあったもの

(参考3) 下請中小企業振興法について

(1) 基本的性格

下請中小企業振興法は、**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準においてあるべき取引の在り方を示す等**、下請事業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるようにするために必要な措置を講じ、その振興を図るもの。

したがって、同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し、**下請中小企業振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。**

(2) 概要

- ① **下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言**
- ② 下請事業者の組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度（本制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ③ 2以上の特定下請事業者が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、特定の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る特定下請連携事業計画制度（この制度に基づく計画が適当である旨の認定を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている）
- ④ 下請中小企業と親事業者との取引円滑化のための下請企業振興協会の業務の充実・強化（下請企業振興協会の主な業務）
 - ・ 下請取引のあっせんを行うこと。
 - ・ 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
 - ・ 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

(3) 法の適用範囲

下請中小企業振興法では、

「親事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）**が自己より小さい中小企業者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し、

「下請事業者」を、**資本金、出資金（個人の場合は従業員数）**が自己より大きいものから委託を受けて、次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

- 一. 製品製造等（法第2条第2項第1号）
- 二. 製品製造設備等の製造又は修理（法第2条第2項第2号）
- 三. 製品の修理等（法第2条第2項第3号）
- 四. 情報成果物（プログラム、映画・放送番組等）の作成等（法第2条第2項第4号）
- 五. 役務の提供等（法第2条第2項第5号）